

令和6年11月29日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、全5社に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
① 三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地
② 損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
③ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
④ 東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号
⑤ 共立株式会社	東京都中央区日本橋2丁目2番16号

2. 指名停止措置期間

- ①②③④の業者 令和6年11月29日から令和7年1月28日まで（2ヵ月）
⑤の業者 令和6年11月29日から令和6年12月28日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者らは、公正取引委員会により、令和6年10月31日、民間企業等との保険契約において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第5号>

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内